

(福岡県内外向け) 令和8年度 福岡県修学旅行支援事業 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県内外の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が実施する、福岡県内を周遊する修学旅行を取扱う支援対象事業者に対し、予算の範囲内において、修学旅行支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、県内での積極的な修学旅行の実施を支援し、観光の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(事務取扱者)

第2条 (公社) 福岡県観光連盟から運營業務を委託された「修学旅行支援事業事務局」(以下、「事務局」という。)が事務の取扱いを行う。

(支援対象事業者)

第3条 本事業の支援対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行者のうち、(公社) 福岡県観光連盟から本事業参画事業者として指定を受けた者とする。

(支援対象期間)

第4条 下記の期間における旅行商品とします。
令和8年4月1日(水) 出発から令和9年2月28日(日) 帰着分まで

(支援対象旅行商品)

第5条 支援対象旅行商品は、以下を全て満たすものとする。

- (1) 学校行事として行われる修学旅行であること
- (2) 福岡県内の観光施設、食事施設等を2箇所以上訪問すること、または県内のワンヘルス・SDGs 学習のいずれかひとつに対応した研修プログラムに参加すること。車窓見学のみ、休憩のみは1箇所に含めない。
- (3) 期限内に必要な申請書類を提出できること

(支援額)

第6条 第5条を満たす支援対象旅行商品の支援額は、以下のとおりとする。

- (1) ①福岡県内宿泊施設(福岡市と北九州市を除く)に宿泊する修学旅行・・・バス1台1日当たり5万円
②上記①以外の修学旅行(日帰りを含む)・・・バス1台1日当たり3万円
※宿泊を伴う旅行商品に対する支援については、1泊につき前後2日間を対象とし、複数泊も可とする。
※助成額は千円単位とし、上記①が5万円、②が3万円に満たない場合、端数は切捨てとする。
※②は福岡県内の学校に限る。福岡県外の学校は①のみ適用とする。
※②の場合、1日ごとに第5条(2)の要件を満たす必要があるものとする。
- (2) 予算の範囲内の執行とする。

(申請手続き)

第7条 本事業の申請手続きは、次のとおりとする。

申請手続き	申請書類
【旅行催行前】 ・申請を希望する支援対象事業者は、原則、支援対象商品の出発日の14日前までに右に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。(メールのみで可)	修学旅行支援事業申請書(様式1) 修学旅行実施計画書(様式2) 誓約書(様式3) 修学旅行日程表(計画) その他、(公社) 福岡県観光連盟が必要と認める書類

<p>【旅行催行後】</p> <p>・申請者は、支援対象商品催行月の、原則、翌月10日までに右に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。(メール後、原本郵送。)</p>	<p>修学旅行実績報告書兼請求書(様式5-1)</p> <p>バス代明細書(様式5-2)</p> <p>宿泊施設利用証明書(様式6)</p> <p>修学旅行日程表(最終)</p> <p>アンケート(様式5-3)</p> <p>その他、(公社)福岡県観光連盟が必要と認める書類</p>
--	---

(内示額の通知)

第8条 (公社)福岡県観光連盟及び事務局は、第7条による修学旅行催行前申請の内容を審査の上、支援の可否及び内示額を決定し、事務局が、申請者に通知するものとする。(様式4)

(計画変更及び内示変更)

第9条 申請者は支援金の内示通知を受けた後において、修学旅行の計画変更(中止)をする場合は、直ちに修学旅行支援事業支援金変更(中止)承認申請書(様式7)を事務局に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 (公社)福岡県観光連盟は、前項の修学旅行支援事業支援金変更(中止)承認申請書を受理した時は、変更内容を審査し、第8条の規定による内示を変更することができる。

(支援金の確定及び支払い)

第10条 事務局は、第7条による旅行催行後の実績報告及び請求があった場合、申請内容を審査するものとする。申請内容が支援要件を満たしているときは、支援金の額を確定し、申請者に通知するものとする。(様式8)

- 2 事務局は、前項の規定により確定した支援金を速やかに申請者の指定する金融機関口座に振込むものとする。

(支援金の取り消し)

第11条 (公社)福岡県観光連盟は、支援金の交付の決定または交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した支援金の一部あるいは全部を返還させることができる(様式9)

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、支援金を交付することが適当でない(公社)福岡県観光連盟が認めたとき
- (3) その他、支援金を交付することが適当でない(公社)福岡県観光連盟が認めたとき

(雑則)

第12条 この要領に定めていない事項が発生した場合、(公社)福岡県観光連盟が事務局と協議の上、決定する。